

民泊面積「1人1坪」

厚労省、4月に基準緩和

厚生労働省は旅行者ら

を一般住宅に有料で泊める「民泊」について、簡易宿所として許可する際

の面積基準を緩和する。

厚労省は旅行者ら

を一般住宅に有料で泊める「民泊」について、簡易宿所として許可する際

の面積基準を緩和する。現行基準は延べ床客室面積が33平方メートル以上だが、収容定員が10人未満ならば1人あたり3・3平方メートル（1坪）に定員数をかけた面積以上にする。ワ

から施行する。

用が可能になる。旅館業法の政令を改正し、4月

民泊サービスを繰り返して提供する貸し手は、旅

館業法上の営業許可が必要になる。だが民泊に近い簡易宿所の枠組みでも許可取得のハードルは高く、違法状態で民泊の普及が進んでいる。簡易宿所の許可要件を緩和すること

で民泊の実態を把握しやすくして、トラブル

時に行政が素早く対応できるようにする。

民泊の収容定員が10人以上の場合は現行基準と同等か厳しくなるため、現行基準を適用する。3月9日までの意見公募を踏まえ、旅館業法の政令を改正する。